

安心して 眠りたい!!

設置義務化からもう10年!
**住宅用火災警報器を
交換しましょう!**



九州一斉 住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中!

※全ての住戸の寝室などに住宅火災警報器を取り付ける義務があります。

※使用中の住宅用火災警報器が正常に動くかどうか、ご自身で点検ができます。

各製品の取扱説明書をご確認ください。

【お問い合わせ先】薩摩川内市消防局予防課 予防調査係 TEL 22-0135

【後援】

FDMA 消防庁
防災・危機管理センター
Fire and Disaster Management Agency

